

四万十町教育委員会会議録（令和6年2月臨時会）

1. 日 時 令和6年2月28日（火）午前9：00～午前10：50

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 谷口和史 野中裕子 西谷史

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 味元伸二郎 主幹 井口佐奈恵

主事 八木橋利隆

学校教育課 課長 長森伸一 副課長 東 孝典

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (西谷委員)

(4) 議題

① 承認第1号 専決処分の承認について

② 議案第1号 令和6年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について

③ 議案第2号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

④ 議案第3号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

⑤ 議案第4号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

⑥ 議案第5号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

なし

(7) その他

なし

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和6年2月臨時会を開催します。

早速、議題に入りたいと思います。先ほども申し上げましたが、議案第1号については、全てが終了次第行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。まず初

めに、「承認第1号 専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、承認第1号 専決処分の承認について、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました家庭、毎年、申請をしていただいている家庭です。今回は、承諾通知を事務処理上、早めに出す必要もあったことから専決をした案件です。

この件について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

横山委員 : 在職証明のところ、今は、●●で生姜、昨年度が●●だと思いましたが、畑が何か所かあるのでしょうか。

長森学校教育課長 : 何か所かあって今は、●●ということで回答をいただいています。雇っている方が町外ですが、四万十町の農地に行っているとのこと。

野中委員 : 自営と書いてますね。

東学校教育課長 : 次から書き方については、農業と書いてもらう形にしたいと思います。

教育長 : ●●で働いているのは、間違いはないです。要件が留守家庭というところもあるので、送り迎えもしていただいている家庭です。そこは、しっかりと事務局で確認をお願いします。他、ありませんでしょうか。

それでは、「承認第1号 専決処分の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案に移りたいと思います。「議案第2号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第2号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、を説明する。)

教育長 : 追加で配付させていただきました会議資料ですので、今、初めてご覧になったと思います。3ページの上段に改正の要旨にあるとおり、上位法の改正により四万十町の条例を修正、改正したもので、特に庶務について、町民課から生涯学習課については実際、条例改正前の現段階でも生涯学習課が庶務を担当してますよね。

味元生涯学習課長 : はい。保育関係は、町民課が以前担当していたということで、生涯学習課に変わったときに本来であれば生涯学習課へ条例改正しなければならないところでしたが、されていなかったため、今回の改正に合わせて変えさせていただいたということになります。

浜田教育次長 : 保育については、以前から町長部局の業務でずっときていた関係があります。ここ十年ぐらい前から教育委員会が所管をしている自治体が多いという情報もあり、保育業務を事務委任という形で教育委員会に移ってきています。その際に条例改正をしなければならなかった分が残っていたということで、今回の法律改正に伴う整備に合わせて修正をさせていただくということにしております。

教育長 : 条例の改正ですので、来月の議会に上げる予定の案件です。特段、この改正によって委員の構成や、子ども・子育て会議の本来の趣旨や目的が変わるわけではないですね。

味元生涯学習課長： 従前どおりの委員構成で進めているところです。特にこれによって子ども・子育て会議の内容が変わるとか、そういうことではないです。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第2号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について」は、ただ今、説明のあった原案について承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： なお、字句等の整理については事務局に一任をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして、「議案第3号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第3号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を説明する。)

教育長： 議案第3号については、ただ今、説明がありました。小休したいと思います。

(小休止)

教育長： 休憩を閉じて会議を再開します。生涯学習課長、お願いします。

味元生涯学習課長： 補足で、家庭的保育事業について、町内ではそういう施設はないということ、上位法の改正により特に町内での事業について影響を受ける事業所がないということと、民法、児童福祉法における懲戒権を削除するという、国の省庁を厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管するという、電磁的記録ということで、今まで紙とかで配布をしていたものが、電子媒体で報告をできるようになるという改正となっています。

教育長： ご質問等ありませんでしょうか。民法、児童福祉法における懲戒権という規定の削除をされたということですね。

味元生涯学習課長： 民法がまず削除され、それに伴い児童福祉法が削除されたということです。

井口主幹： 懲戒権というのが、児童虐待で懲戒という言葉自体が何かしたことに対して罪を与えるという意味合いの言葉で、これが児童虐待を家庭の保育以外で家庭もそうですが、子どもを叩いても、それが罪に当たらない、躰というようなことで言い逃れになるということが、問題になって民法や児童福祉法のほうで、この規定自体を削除し、懲戒権に関するもの自体が上位法で削除され、それを基準に家庭的事業の条例も削除する形になります。

教育長： 質問等ありますでしょうか。

横山委員： 四万十町には、家庭的保育事業所はないんですね。今の保育所等では安全計画というのは立ててますよね。事業所は、ないけれども、こういう条例を改正しておかなければならないということなんですか。こういう施設がなくても、今後のために改正しておかなければいけないという趣旨ですね。

浜田教育次長： 法律の改正とかによって確実に本町に影響がない法については、条例の整備もしませんし、条例の改正があったとしても条例の改正はしません。ただ、町に影響がある可能性があるものは法律の改正に合わせておかなければ、何回か重なってくるとその

状況が分からなくなるので、必要に応じて条例の改正をしていくという取り扱いをしています。今回については、事業所はありませんが、今後、可能性があるので規定の改正をしたということです。

横山委員： 分かりました。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第3号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、提案理由で説明のあったとおり原案について承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

続きまして、「議案第4号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部の改正について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第4号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部の改正について、を説明する。)

教育長： 次長、補足をお願いします。

浜田教育次長： 例えば、法律の条が改正されたことでずれた分については、第何条に改めるという形を取っています。それから、法律の改正で条例に入れなければならないものや、削除しなければならないものがあって、それぞれ赤字でお示しをしております。特に27ページの第27条を見ていただきたいと思いますが、懲戒にかかる権限の関係の規定は、削除という言葉で条だけを残すという改正にしています。条例上、これを削除して条をずらすと他に関係のある条例規則等の改正も出てくるという状況があるので、27条だけは残して内容を削除し、後ろの条をずらさないというテクニックを使う改正になっております。

教育長： 要は、上位法の改正に伴う部分です。第6条第2項を削除して、あらためて一番最後の第4章第54条に電磁的記録等を、今の社会情勢、法律等に照らし合わせて入れたということですね。その他、担当から補足はありますか。

井口主幹： こども家庭庁が発足したことに伴い、所掌の事務が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改まったという改正と、先ほどの条例にも改正案が出されてましたが、懲戒権に関する乱用禁止規定を策定したというところ、そして、保育所等の業務、先生方の業務負担軽減という観点から、今まで文書で出していたものを、保護者等に関する説明等もして、書面以外でデジタルでも対応可能であるというところを規定しています。主な内容は、そういったところです。

教育長： 現認定こども園、保育所の運営上、特段、影響がある部分については何かありますか。

味元生涯学習課長： 特にないです。ただ、電子的媒体で送付については、すぐーるを保育所にも入れていますので、できる限り保育所、認定こども園は使っていただくように指導をしているところです。

教育長： あらためて電磁的記録等の条文も保育、認定こども園にもしっかり周知して電子媒体で送付する際も含めお願いをします。何かご質問等ございませんでしょうか。

谷口委員： 改正前と改正後において、第何十条第何項第何号というのは普通、法律的解釈で書く条文ですが、改正後は第何条第2号とか、項を全て削除して、条何号というふうに

して全部、書いているのは、簡略ですか。

浜田教育次長： 条があって、その下に項があって号があります。その条が1項だけなら項を抜くというルールがあります。項が2つあれば第何条第何項と入れますが、項が1つになったのではないかと思います。それか、以前から1つだったのを、わざわざ項を入れていた分を必要ないので抜いたということだと思います。

谷口委員： そうやれば見やすいですね。

教育長： 法というのは、何の法律ですか。

味元生涯学習課長： 子ども・子育て支援法です。

谷口委員： それともう一つ、電磁的記録の方法の認可ですが、今まで記録でやっていたのをパソコンで電磁を使っても認めるということは、電子機器の場合は印鑑とか、そういうものが必要な場合は、やれないので、そういうところは簡略したということですか。

味元生涯学習課長： 保育の先生の作業の軽減化とか、そういうことも含めての電子化での、小規模の保育所であれば、例えば電話をかけたり、文書を作ったりするのはそこまでだとは思いますが、100人とか大きいところになると、すぐで一発で配信ができると、そういうことで電子化された文書での送付がOKになったという解釈だと思っております。

谷口委員： 印鑑とか、そういうものは必要じゃないということですか。

井口主幹： 押印見直し規定というのがありまして、今年の春から早速、押印を廃止されたものもいくつかございます。保育所と保護者間でのやりとり間で押印を見直したものがあります。保育所の入所申込も押印廃止をしているものがありますので、そういったところでは先生方の勤務負担の軽減にはなっているかと思えます。

谷口委員： 今後もそういう方向でいくというか。

教育長： 現在、入所申込についてはホームページ等から様式をダウンロードして、メールで申請するのは今のところどうですか。

井口主幹： 制度的にはいいんですが、実際に利用はまだ出てきた実績はありません。

教育長： 実際、手書きについては、押印廃止をしていますが、入所申込については、窓口なり保育所に届けてもらっているということですね。

井口主幹： 来庁したときに、子どもが何歳児クラスで、どこの保育所に入りたいけども空きはあるかという感じで、結局、問い合わせが来ますので、そのやりとりはお電話でも対面でもお答えはしています。

谷口委員： そういったやりとりの中で電子機器を使って、今言ったように発信した場合に、何か問題起こったときに、電話でやった場合には普通、記録に残らないけども、こういうもので記録に残しておく問題が発生した場合に、こちら側の弁護の手段として使えるということですね。

味元生涯学習課長： こういうものを何時何分に発してますというところで確認ができます。

谷口委員： その意味もあって電磁的記録という意味合いですか。それは、その中には入っていないのですか。

浜田教育次長： 内容的に、法律の改正でそこまでを想定したものじゃないと思います。

教育長： 他、ございませんでしょうか。今日、初めて目にされたと思います。説明が十分にできてないところで確認をしていただきました。他にないでしょうか。ないようですので「議案第4号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部の改正について」は、ただ今、提案理由があったとおり原案について承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : なお、先ほども申し上げましたが、議案第2号から議案第4号については、3月議会への上程議案となります。なお、必要な字句の修正等があれば事務局に一任していただけますよう、ご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、「議案第5号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第5号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、を説明し、選定について確認を行った。)

教育長 : 次回に、最終確認をさせてもらえたらと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

生涯学習課長 : ありがとうございます。

教育長 : それでは、議題を終了したいと思います。5番、協議事項、6番、報告事項、7番、その他で何かございますでしょうか。なければ、ここで中断させていただきます。

(閉会)

教育長 : _____

署名人 : _____